

旧商品券「DINNER GIFT券」をお持ちのお客様へ

払戻しのお知らせ

新商品券「聘珍カード(HEICHIN CARD)」発行に伴い、平成17年8月に発行を停止しました旧商品券「DINNER GIFT券」の取扱いを終了させていただきました。

株式会社聘珍樓が発行したDINNER GIFT券(5,000円)について、平成27年2月28日(土)をもって取扱いを終了させて頂きました。つきましては「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、未使用のDINNER GIFT券の残高をお客様へ払戻し致します。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者

株式会社 聘珍樓

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

名称:DINNER GIFT券(5,000円)



3. 払戻しのお申出期間

平成27年3月1日(日)～
平成27年6月1日(月)迄

期間内にお申出されなかった場合、本払戻し手続きより除斥されますのでご注意ください。

4. 払戻しのお申出方法

弊社ホームページ上に掲載の「DINNER GIFT券払戻し申込書」に必要事項をご記入の上、お手持ちの未使用の「DINNER GIFT券」を同封いただき、弊社送付先まで簡易書留にてご郵送下さい。

もしくは、店頭にてご提出下さい。

ご負担頂いた郵便料金を加え、ご指定の銀行口座へお振込み致します。

ホームページ:<http://www.heichin.com/>

5. 払戻しの方法

お客様が「DINNER GIFT券払戻し申込書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、未使用券の額面合計額に郵送料(簡易書留を利用された場合はその料金を含みます。)を加算した額を振り込む方法により払戻し致します。(振込手数料は弊社負担)。

また、申出者が希望される場合は、新商品券への切替えも承ります。

6. 払戻しが出来ない場合

- 1.未使用のDINNER GIFT券が同封されていない場合
- 2.DINNER GIFT券が偽造または変造されている場合
- 3.DINNER GIFT券が破損により証票番号の照合ができない場合
- 4.DINNER GIFT券が1/3以上が滅失している場合

お客様には大変ご迷惑をおかけします事を深くお詫び申し上げます。

7. 本件に関するお問合せ・送付先

〒222-8577

神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-8
新横浜ナラビル 8階

『株式会社 聘珍樓
DINNER GIFT券 払戻し係』

電話 **045-474-9967**

(電話受付時間:
祝祭日を除く平日10時～17時)